平成２７年（フ）第１０８号
札幌市北区北20条西７丁目１番10号　１号
債務者　本間　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２号
札幌市厚別区厚別西４条５丁目１番13号　ロイヤルハイツ北野Ａ101号
債務者　小倉　昌昭
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８号
札幌市手稲区富丘２条７丁目６番17―203号
債務者　大熊　芳秀
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４号
北海道恵庭市北柏木町１丁目７番１―203号
債務者　吉川　恭一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０号
札幌市白石区北郷３条９丁目６番19号　コーポトマト201号
債務者　大澤真佐美（旧姓入船）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６８号
札幌市白石区菊水元町３条１丁目３番８号　アステルコート401号
債務者　岸　亜津子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８１号
札幌市中央区北１条西18丁目２番地１　アートサイドテラス303号
債務者　谷　　佳苗
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９２号
札幌市西区西町北14丁目２番20号　テラ・ステージⅡ―Ｄ号
債務者　伊藤　　司
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９６号
札幌市豊平区福住３条８丁目８番10号　ベルコート103号
債務者　山本　　静（旧姓秋本）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０１号
札幌市東区中沼西５条１丁目５番13―201号
債務者　岡田　道代
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０６号
札幌市手稲区前田９条11丁目５番11号　セジュールウィスタリアⅡ―202号
債務者　多田　幸夫
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１号
札幌市豊平区美園７条３丁目１番26号　ハイツセブンスリーＡ―101号
債務者　梅原　亜子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２８号
札幌市豊平区平岸４条13丁目７番２―102号
債務者　熱方　治雄
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４５号
札幌市東区本町１条５丁目２番５号　リバティハイツＡ102号
債務者　椎葉　英信
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３８号
札幌市豊平区平岸４条11丁目４番33号　メゾン・デュ・シーニュⅠ―１号
債務者　根本紗絵子（旧姓成澤）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４５号
札幌市豊平区平岸２条３丁目２番44号　憩マンション21号
債務者　笠井百合子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４号
北海道虻田郡倶知安町南１条西２丁目17番地７　ＡＵビル201号室
債務者　神　　里紗（旧姓中村・清水）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部